

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
(会員の処分) 第50条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該会員を審問のうえ、当該各号に掲げる処分を行うことができる。この場合において、当該処分が<u>1億円を超える過怠金、会員権の停止又は除名であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。</u> (1)～(3) (略) (4) 本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に関する本所との契約を履行しないときは、<u>6か月以内の本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この項において同じ。)</u>若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限<u>若しくは</u>会員権の停止又は除名 (5) 会員として本所に払込み、納入又は預託しなければならない金銭又は有価証券を、本所が定めるところにより、払込み、納入又は預託しないときは、<u>6か月以内の本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限若しくは</u>会員権の停止又は除名 (6) 第22条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条の規定による報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき、又は第96条の規定による調査を拒否し、妨げ若しくは忌避したときは、<u>5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは</u>会員権の停止又は除名 (7) 第20条の規定による届出又は第21条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたときは、<u>5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは</u>会員権の停止又は除名 (8) <u>第59条の2第1項の規定による勧告後も改善が図られないと認められるときは、5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは</u>会員権の停止又は除名 (9) 前各号のほか、会員が法令(会員が外	(会員の処分) 第50条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該会員を審問のうえ、当該各号に掲げる処分を行うことができる。この場合において、当該処分が会員権の停止又は除名であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 本所の市場における有価証券の売買(<u>有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この項において同じ。</u>)又は有価証券等清算取次ぎの委託に関する本所との契約を履行しないときは、本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限、<u>6か月以内の</u>会員権の停止又は除名 (5) 会員として本所に払込み、納入又は預託しなければならない金銭又は有価証券を、本所が定めるところにより、払込み、納入又は預託しないときは、本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限、<u>6か月以内の</u>会員権の停止又は除名 (6) 第22条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条の規定による報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき、又は第96条の規定による調査を拒否し、妨げ若しくは忌避したときは、<u>1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の</u>会員権の停止又は除名 (7) 第20条の規定による届出又は第21条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたときは、<u>1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の</u>会員権の停止又は除名 新設 (8) 前各号のほか、会員が法令、<u>外国金融</u>

国法人であつて金融商品取引業者である場合には外国金融商品取引法令を含む。以下この条及び第55条において同じ。）、法令に基づいてする行政官庁の処分若しくは本所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に反する行為をしたときは、5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限若しくは会員権の停止又は除名

削る

2 前項の規定による処分において、過怠金の賦課と会員権の停止、本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。

（処分、処置又は措置の通知等）

第57条 本所は、この節の規定（第55条の3を除く。）に基づき、処分、処置又は措置（有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は除名の措置に限る。）を行ったときは、その旨を各会員に通知し、公表する。

2 （略）

（取引の信義則違反）

第59条 本章に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他本所が規則により定める行為で、本所の目的および組織にかんがみて、本所もしくは本所の会員の信用を失墜し、または本所もしくは本所の会員に対する信義に反する行為をいう。

（1）～（3） （略）

商品取引法令若しくはこれらに基づいてする行政官庁の処分又は本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に反する行為をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名

2 前項の規定にかかわらず、本所は、会員が法令、外国金融商品取引法令若しくはこれらに基づいてする行政官庁の処分に違反し、よつて本所又は本所の会員の信用を著しく失墜させたと認める場合には、当該会員を審問のうえ、5億円以下の過怠金、戒告、本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名の処分を行うことができる。この場合において、当該処分が1億円を超える過怠金、会員権の停止又は除名であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。

3 前2項の規定による処分において、過怠金の賦課と会員権の停止、本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。

（処分、処置又は措置の通知等）

第57条 本所は、この節の規定（第55条の3を除く。）に基づき、処分、処置又は措置（有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限に限る。）を行ったときは各会員に、その旨を通知する。

2 （略）

（取引の信義則違反）

第59条 本章に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本所の目的および組織にかんがみて、本所もしくは本所の会員の信用を失墜し、または本所もしくは本所の会員に対する信義に反する行為をいう。

（1）～（3） （略）

(会員に対する勧告) 第 5 9 条の 2 (略) 2 (略) 3 <u>本所は、第 1 項の勧告を行った場合において、特に投資者への注意喚起を要すると認めるときは、当該勧告を行った旨を各会員に通知し、公表することができる。</u> 付 則 1 この改正規定は、2 0 2 5 年 6 月 9 日から施行する。 2 改正後の第 5 0 条第 1 項第 4 号から第 7 号まで及び第 9 号の規定は、施行日以後に生じている事由に基づく処分から適用する。 3 改正後の第 5 0 条第 1 項第 8 号の規定は、施行日以後に行った勧告から適用する。 4 改正後の第 5 7 条の規定は、施行日以後に行う処分、処置又は措置について適用する。 5 改正後の第 5 9 条の 2 第 3 項の規定は、施行日以後における業務又は財産の状況について行う勧告から適用する。	(会員に対する勧告) 第 5 9 条の 2 (略) 2 (略) 新設
---	--